

自動車売買で所有権留保の合意がされ、代金債務の保証人が販売会社に代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で自動車につき販売会社名義の登録がされている場合における別除権行使の可否（積極）

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 29 年 12 月 7 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 408 号

【事 件 名】 自動車引渡請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 破産法 65 条

【掲 載 誌】 金法 2080 号 8 頁

LEX/DB 文献番号 25449089

事実の概要

自動車の販売会社である A から本件自動車を購入した B の売買代金債務を連帯保証した X が、保証債務の履行として A に売買代金残額を支払い、A に留保されていた本件自動車の所有権を法定地位により取得したと主張して、上記支払後に破産手続開始の決定を受けた B の破産管財人である Y に対し、別除権の行使として本件自動車の引渡しを求める事案である。

B、A 及び X は、平成 25 年 8 月 20 日、三者間において、本件販売会社が本件購入者に対し本件自動車を割賦払の約定で売却すること、売買代金債権を担保するため本件販売会社に本件自動車の所有権が留保されること（以下、この留保される所有権を「本件留保所有権」という。）、X が本件購入者の委託を受けて B の A に対する売買代金債務を連帯保証することなどを内容とする契約を書面により締結し、同契約において、要旨、次のとおり合意した。（ア）B が売買代金の支払を 1 回でも怠り、X が売買代金残額の一括弁済を必要と認めたときは、X は、本件購入者に通知・催告することなく、保証債務の履行として A に売買代金残額を支払うことができる。（イ）X が保証債務の履行として A に売買代金残額を支払った場合には、民法の規定に基づき、X は当然に A に代位して売買代金債権及び本件留保所有権を行使することができることを確認する。（ウ）B は、期限の利益を喪失したときは、X が代位取得した売買代

金債権の弁済のため、直ちに本件自動車を X に引き渡す。（エ）X は、上記（ウ）により引渡しを受けた本件自動車について、その評価額等をもって、売買代金債権の弁済に充てる。本件自動車について、平成 25 年 8 月 20 日、所有者を A、使用者を B とする新規登録がされ、本件販売会社は、その頃、B に本件自動車を引き渡した。X は、B が売買代金の支払を怠ったため、平成 26 年 9 月 2 日、A に対し、上記（ア）に基づいて、保証債務の履行として売買代金残額を支払った。B は、平成 27 年 5 月 13 日、破産手続開始の決定を受け、Y が破産管財人に選任された。その後、X は Y に対して、本件自動車の返還を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

原々判決及び原判決は X の請求を認容したため、Y が控訴及び上告受理の申立てをした。Y の上告受理申立てにおける主張の要旨は、本件自動車について B の破産手続開始の時点で X を所有者とする登録がされていない以上、X が本件留保所有権を別除権として行使することは許されないのに、別除権の行使が許されるとした原審の判断には、法令解釈の誤り、判例違反がある旨をいうものである。

判決の要旨

上告棄却。

「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会

社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。……保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権（以下「留保所有権」という。）を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法 500 条、501 条）。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るというべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものというべきである。……所論引用の判例（最高裁判平成 22 年 6 月 4 日第二小法廷判決・民集 64 巻 4 号 1107 頁）は、販売会社、信販会社及び購入者の三者間において、販売会社に売買代金残額の立替払をした信販会社が、販売会社に留保された自動車の所有権について、売買代金残額相当の立替金債権に加えて手数料債権を担保するため、販売会社から代位によらずに移転を受け、これを留保する旨の合意がされたと解される場合に関するものであって、事案を異にし、本件に適切でない。」

判例の解説

一 問題の所在

債権担保の方法として、所有権の移転を留保する旨の約定を定める、いわゆる所有権留保という債権担保の方法が従来より利用されており、その法的性質については種々争いがあるが、破産法上は、別除権付破産債権となるという理解が一般的

である。そして、別除権を主張するためには対抗要件を備えておくことが必要であると解されている。ところが、本件のような自動車の信販取引においては、自動車の所有権の対抗要件である新規登録（または移転登録）については、自動車の販売会社名義とされ買主が使用者として登録されている場合がある¹⁾。この場合、その取引において、債権者として登場する信販会社は、上記登録名義を有していないため、買主について破産手続が開始した場合に信販会社は対象車両上の所有権を別除権として主張することができるかという点が問題となる。

二 平成 22 年最判の概要

この点、関連問題に関する先行判例として、個人再生事件に関する最判平 22・6・4（民集 64 巻 4 号 1107 頁）がある（以下、「平成 22 年最判」という。）。平成 22 年最判は、本件と一定の点で類似する事実関係において、要旨以下のとおり判示して、信販会社の別除権を否定した。本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したのではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使しうるのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるものであって（民事再生法 45 条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。ただし、この事案においては、所有権留保に関する約定は、「買主は、本件自動車の登録名義のいかんを問わず（登録名義が販売会社となっている場合

を含む。)、販売会社に留保されている本件自動車の所有権が、信販会社が販売会社に本件残代金を立替払することにより信販会社に移転し、買主が本件立替金等債務を完済するまで信販会社に留保されることを承諾する。」というものであったが、本件事案では、後述のとおり、約款内容が変更されているため、平成 22 年最判の射程が本件に及ぶかが問題となるのである²⁾。

三 平成 22 年最判以降の破産実務の状況

平成 22 年最判を受けて、平成 22 年最判で判断されたのと同様な約款に基づく取引については、買主については破産手続開始決定が生じた場合には、破産管財人は、信販会社、販売会社と協議のうえ、破産財団に 90%程度に及ぶ大部分の価値を組み入れる旨の条件で和解をして、対象自動車を換価することなどが行われることがあった³⁾。ところが、その後、本件事案でも用いられている、いわゆる新約款が自動車の信販取引において利用される場合が生じた⁴⁾。その定め概要は、要するに登録名義は販売会社に存するが、販売会社が有する売買代金債権に所有権留保が付されているものとして、民法 500 条に基づく法定代位により、信販会社が当該権利を取得することを明示するものである（以下、「新約款」という。）。そして、このような新約款の下で買主が破産した場合については、信販会社は、平成 22 年最判の射程が及ばないものとして、上記のような破産財団に有利な内容での和解には応じない姿勢を示す場合が生じ、いくつかの訴訟が提起されるなどした。和解の条件についても、新約款には平成 22 年最判の射程が及ばないとする後述のような有力な学説やこれに沿う裁判例の影響を受けて、破産財団の組み入れ率を相当程度低い額とする事例も生じていたようである。訴訟の類型としては、信販会社側が、破産管財人に対して別除権を主張して自動車の返還を求める類型のほか、破産手続開始前に信販会社側が自動車を回収、換価していた場合に、破産管財人が、信販会社に対して偏頗行為否認を主張する類型などが見られた。

四 平成 22 年最判以降の裁判例の状況

平成 22 年最判以降の下級審裁判例として、公表されたものとしては、①信販会社の取戻請求について、これを認容したものとして札幌地判

平 28・5・30（金法 2053 号 86 頁。本件原々判決）、札幌高判平 28・11・22（金法 2056 号 62 頁。本件原判決）があり⁵⁾、②破産管財人による否認請求について、これを棄却したものとして名古屋地判平 27・2・17（金法 2028 号 89 頁）、認容したものとして、名古屋高判平 28・11・10（金法 2056 号 62 頁）、神戸地判平 27・8・18（金法 2042 号 91 頁）等がある。

五 平成 22 年最判以降の学説の状況

学説については、多岐にわたるが、主なものとして以下のような見解が有力に主張されていた。すなわち、①三社契約に基づいて信販会社が立替払をして所有権を取得する方式においては、販売会社の留保所有権は被担保債権のない空の担保枠であり、手続開始後に登録名義を信販会社に移転しても、それは倒産手続との関係で効力を認められないのに対して、②代位または債権譲渡に随伴して留保所有権が移転する場合は、新たな留保所有権者は対抗要件の具備を要しないとしている⁶⁾。また、否認権の行使については、対抗要件を欠く以上これを肯定するべきとする見解⁷⁾のほか、買主の破産手続開始までは差押債権者の地位が生じていないとして、これを否定する見解⁸⁾が主張されていた。これに対して、本件において、Y は、破産手続における法律関係の明確性の必要性を強調し、登録を見ただけでは別除権の行使の可否が判然とせず、複数の保証人間の法律関係が煩雑であるなど破産法 49 条 2 項の要請に反するとして、X の別除権の行使は見られない旨など主張をして争った。

六 本判決の内容

以上のような議論がある中、本判決は、上記のとおり判断を示した。これは、従来の有力な学説の見解に従い、信販会社の法定代位を許容し、その場合には信販会社は固有の対抗要件を備えておく必要はなく、販売会社が対抗要件を備えておれば足りることを明らかにした。その主な理由付けは、①X は法定代位により本件自動車の所有権を法律上当然に所得するとの理論的理由付けに加えて、②購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測しうるため、このように解しても破産債権者に対する

不測の影響が生ずることはないとの利益考量上の理由付けが示されている。さらに、③平成 22 年最判については、売買代金残額相当の立替金債権に加えて手数料債権を担保するため、販売会社から代位によらずに移転を受け、これを留保する旨の合意がされたと解される場合に関するものであって、事案を異にするとされている。この判断は、上記有力な見解に沿うものである。

七 残された問題

本判決の後に残された問題として、以下のようない点がある。第 1 に、本件事案とは別類型の新約款として、立替払の方式により法定代位を明示するものも利用されており、その約款の場合にどのように扱われるかという点である。本判決の説示は基本的に同様に妥当とする見解がある⁹⁾。第 2 に、買主の破産手続開始前に信販会社が自動車を回収、換価していた場合に、買主の破産手続開始後に破産管財人が偏頗行為否認（破産法 162 条）を行使しうかどうかである。第 3 に、本件のような事案において、販売会社が有していた販売代金債権を超える保証料や信販取引の手数料等の信販会社の固有の債権の取扱いである。自動車の売却代金が販売代金債権を超えて、上記保証料、手数料にまで及ぶ場合に、信販会社が、保証料、手数料債権を自働債権とし、自動車の換価代金の返還義務を受働債権として相殺をすることが許容されるかという点である。合理的相殺期待を認める見解がある¹⁰⁾。第 4 に、動産売買先取特権の行使がなされた場合の取扱い、第 5 に複数の保証人が代位弁済をした場合の法律関係も問題となる。

●——注

- 1) 買主主義の所有者登録をするよりも、事務的に便宜であることなどから、このような方式は、平成 22 年最判以降も利用される場合がある。権利関係を明確化する方法としては、信販会社主義の所有者登録を行う方法のほか、自動車抵当法に基づく自動車抵当を設定する方法が考えうる。
- 2) 平成 22 年最判の評釈などでこの点を指摘するものとして、山本和彦「判批」金判 1361 号 69 頁は、「本判決が……弁済による代位の場合の対抗要件不要説……を採用することを明示しているわけではなく……なお将来に残された課題と解される」としている。登録の必要性を指摘するものとして、関武志「民事再生手続におけるク

レジット会社の法的地位（下）」判時 2174 号 12 頁、野村剛司「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）13 号（2013 年）168 頁、小山泰史「判批」金法 1929 号 59 頁、石田修「留保所有権の譲渡と譲受人の法的地位——最（二小）判平成 22 年 6 月 4 日の再検討・日独比較法の観点から」千葉 28 巻 1 = 2 号 583 頁注 68 等参照。

- 3) 福田修久「破産手続・民事再生手続における否認権等の法律問題 (1) 所有権留保に基づく自動車引き上げがされた場合の否認権等について」曹時 64 巻 6 号 11 頁。
- 4) 阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討——平成 22 年 6 月 4 日最高裁判決を契機として」債管 155 号 64 頁、伊藤和規「自動車メーカー系販売会社の所有権留保権と倒産手続での処遇に関する考察——ビジネスモデルの特質を踏まえて」金法 2052 号 22 頁。
- 5) そのほか、不当利得の成否に関するものとして、大阪地判平 29・1・13 金法 2061 号 80 頁がある。
- 6) 中井康之「担保付債権の代位弁済と対抗要件」伊藤眞ほか編『担保・執行・倒産の現在』（有斐閣、2014 年）82 頁、伊藤眞「最二小判平 22.6.4 の Nachleuchten（残照）——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法 2063 号 44 頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017 年）103 頁注 40、131 頁注 112、田高寛貴「多数当事者間契約による自動車の所有権留保——最二小判平 22.6.4 の評価と射程」金法 1950 号 48 頁など参照。法定代位に対抗要件を要しないことについては、大判昭 2・7・7 民集 6 巻 455 頁、大判昭 2・10・10 新聞 2752 号 6 頁、我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1965 年）254 頁、磯村哲編『注釈民法 第 12 巻 債権 (3) 債権の消滅』（有斐閣、1970 年）344 頁〔石田喜久夫〕など参照。
- 7) 福田・前掲注 3）16 頁、伊藤・前掲注 6）46 頁。
- 8) 中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為危機否認」債管 155 号 84 頁、90 頁、同「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為否認」徳田和幸先生古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂、2017 年）791 頁。
- 9) 福谷賢典「信販会社に留保された自動車の所有権と法的整理手続——最一小判平 29.12.7」金法 2081 号 6 頁、大阪地判平 29・1・13 金法 2061 号 80 頁。
- 10) 伊藤・前掲注 6）46 頁、福谷・前掲注 9）7 頁。

弁護士 木村真也